

申請者の皆さまへ

～申請の前にご確認ください～

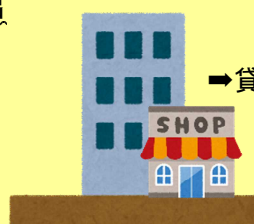
① 居住用施設（アパート・マンションなど）は対象外です。

※事業用施設と混在する場合は居住用施設部分を
除いて算定してください。



② 自社（オーナー）が施設の一部を別業者に貸出している場合（テナントなど）は、貸出部分の電力量を除いて申請してください。

※貸出部分は借主（テナントなど）からの申請となります。



→ 貸出部分を除いて申請

→ 借主から申請

Q & Aの(5)15を
ご参照ください

③ 受電契約の対象は「高圧」電力のみです。 「特別高圧」や一般的な「低圧」電力は対象外です。

※「高圧」とは標準電圧が6,000Vのものとなります。
不明な場合は契約電力会社にお問合せ下さい。



「高圧」	→ ○
「特別高圧」	→ ×
「低圧」	→ ×

※電力会社によって表記が異なる場合があります。

～申請書類の注意事項～

① 振込先口座の通帳はオモテ面だけでなく、振込口座の金融機関名、支店名、口座種別、名義（カタカナ）が確認できる通帳のページも必要です。

※インターネットバンキング等の場合は画面コピーでOKです。



② 全ての申請書類は請求書や通帳のコピー等も含めて**全てA4の用紙**でご提出ください。

A4用紙→



③ 支援対象期間は**令和5年10月1日～令和6年2月29日**までです。期間外を含むものは対象外となります。

※例：9/15～10/14 使用分、2/15～3/14 使用分などは対象外



請求書等の算定期間にご注意
ください！！